



2019 年 7 月 19 日

計 量 証 明 書

飯山陸送株式会社 御中

計量法第 121 条の 3 に基づき計量の結果を下記のとおり証明致します。

特定計量証明事業登録 愛媛県 第環 42 号
 特定計量証明事業者 認定番号 N-0131-01

事業者: 三浦工業株式会社
 愛媛県松山市堀江町 7 番地
 事業所: 環境事業本部
 愛媛県松山市北条辻 864 番地 10 号 799-2430
 電話: 089-960-2350 ファクシミリ: 089-960-2351

計量管理者
 横田正伸



試料情報

試料名 : No.2 (管理型上流) 観測井戸
 依頼者名 : 一般社団法人 長野市薬剤師会検査センター
 依頼者住所 : 長野県長野市アークス 13 番 11 号
 試料採取日時 : 2019 年 6 月 26 日 9:40
 試料受付日 : 2019 年 6 月 27 日
 試験終了日 : 2019 年 7 月 19 日
 検体番号 : B96121002U
 試料採取場所 : 飯山陸送株式会社 裕処分場
 長野県中野市大字豊津
 採取者 : 一般社団法人 長野市薬剤師会検査センター
 受付方法 : 持ち込み

分析方法

「最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法」(平成 12 年 1 月 環境庁厚生省告示第 1 号)
 JIS K 0312:2008 「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」

結果

対象	結果	備考
ダイオキシン類	実測値 37 pg/L	
	毒性等量 0.22 pg-TEQ/L	注 1)2)3)

注1) 毒性等価係数は WHO-TEF(2006)を用いた。

注2) 毒性等量は計量法第 107 条による計量証明の対象外である。

注3) 毒性等量は, 検出下限以上の実測濃度はそのままの値を用い, 検出下限未満の実測濃度は検出下限の 1/2 の値を用いて算出した値である。